

## コンプライアンス宣言

一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）の理事、監事及び委員（以下「役員」という。）並びに本会の会員（以下「会員」という。）は、高い倫理観と責任感をもって、コンプライアンスを遵守し、誠実に行動します。

### 1. 法令順守

役員及び会員は、業務を遂行する際に関係する法令等を遵守します。

法令等とは、法律、政省令及び通達並びに本会の定款、規則、規程及びコンプライアンスに関する定め（本宣言、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル）を言います。

### 2. 業務上の相手方等との健全な関係

役員及び会員は、業務上の相手方に対し、法令等に基づき、違法行為等幫助、利益相反行為、地位利用等の禁止行為を行わず、公平、誠実に行動します。

### 3. 情報の適切な管理

役員及び会員は、法令等に基づく守秘義務を全うするため、業務上知りえた秘密及び個人情報等を厳重かつ適切に管理します。

また、権限のない利用や第三者への提供は行いません。

### 4. 人格の尊重

役員及び会員は、社会の一人一人の個性と人格を尊重し、いかなる差別、ハラスメントも行いません。

### 5. コンプライアンス意識の徹底

役員及び会員は、継続的な注意喚起、定期的な研修の実施等コンプライアンス意識の喚起、浸透に積極的に取り組めます。